



一般
社団法人

柏法人会

第230号

令和6年10月30日発行

法人会

消費税期限内納付
推進運動

会報

(発行所) 一般社団法人 柏法人会
〒277-0023 柏市中央1-1-1
TEL 04-7163-3393
FAX 04-7166-6629

(発行人) 会長 小田山 博史
(編集) 広報 委員 会
(編集責任者) 広報委員長 横尾 好永
(印刷所) 広報委員 (株)秋元印刷

■URL <http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/kasiwa>

■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp

柏税務署人事異動報告



下総国 柏鎮守 諏訪神社

令和6年度 会員増強運動始まる

会員数/千葉県34,978社

柏法人会 4,250社 (令和6年9月末日)

■表紙解説

下総国 柏鎮守 諏訪神社
柏市の「諏訪神社」は、
周辺の「柏神社」をはじめ、
数多くの兼務社を抱える地域の中核社。柏総
鎮護として、柏の街を守
ってきた神社です。御祭
神は建御名方神(たけみ
なかつののみかみ)で、家内
安全や交通安全などにこ
利益があるとされています。
珍しい黒の鳥居が目
印の境内には、たくさん
の庚申塔が設置されてお
り地元の人からの信仰の
厚さをうかがえます。
諏訪神社と言えば「ハシ
ビロコウ」をデザインし
た御朱印や授与品が知ら
れています。ここでしか
手に入らないこともあり
全国から参拝に訪れるそ
うです。また、カピバラ
の絵馬やフクロウのお守
りも愛らしく人気のアイ
テムです。

〔場所〕

柏市柏5-1-7-4

JR柏駅東口又は東武
アーバンパークライン柏
駅より徒歩約13分

〔電話番号〕

04(7)167)8234



柏法人会会員

- 法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(一社)柏法人会と入力して下さい。

よつば総合法律事務所の 法律広場

Q ⑤ 起業して長い間、会社を頑張ってやってきました。厳しい時も良い時も
あり、周りの方に感謝しています。ただ、私も高齢になりました。後継者もいな
いですし、業績もあまり良くないです。そのため、会社を閉めることも考えて
います。なるべく関係者に迷惑はかけたくないので、どのような方法があ
るのでしょうか？

A ⑥ 会社を閉める方法として、事業を第三者に譲渡できない場合は、①休業す
る方法、②清算手続（通常清算、特別清算）をとる方法、③破産手続をとる方法
があります。会社のそのときの状況によって、最適な方法を選択しましょう。

1 各方法について

(1) 休業

会社が当面事業活動を行わない場合、登記を残したまま休業する方法があります。休業の場合、会社は
存続しますので、会社が消滅するわけではありません。具体的には、税務署に休業する旨の異動届出書を
提出したり、都道府県・市区町村・年金事務所等に届出したりします。

(2) 会社法に基づく清算手続

ア 清算手続は、会社が自主的に行う清算方法です。清算手続が終了すると、会社は消滅します。清算手
続には、通常清算手続と特別清算手続があります。

イ 通常清算手続

会社の債務が資産より少ない場合にとることができる方法です。株主総会の特別決議で解散決議を
行います。その後、清算人により現務の結了、財産の換価処分、債務の弁済等を行います。そして、余っ
た財産があれば株主に分配します。手続が終了すると、会社は消滅します。

通常清算は、裁判所の監督を受けない手続です。

ウ 特別清算手続(よつば総合法律事務所 弁護士 小林義和)

会社の債務が資産よりも多い場合(債務超過)は、通常清算はできず、特別清算手続をとる必要があ
ります。この場合、会社は解散した上で、清算人が、裁判所と監督委員(選任された場合)による監督を
受けながら清算手続を進めます。手続きが終了すると、会社は消滅します。

(3) 破産手続

会社の債務が資産よりも多い場合に、裁判所の関与のもとに行う手続きです。裁判所が選任する破産
管財人が、調査・換価・処分を行い、債権者に配当等をする手続です。手続が終了すると、会社は消滅します。

2 各手段の選択について

(1) 会社の事業を再開する可能性がある場合は休業

会社の事業を再開する可能性がある場合は、会社が存続する休業という手段を選択するのが通常です。
休業の場合、税務署および都道府県・市区町村に休業届を提出するだけで手続が完了します。清算手

続や破産手続に比べて煩雑な手続きは不要です。

ただし、休業中は会社の所得がなくても、原則として市区町村により法人住民税の均等割が課税されます。もっとも、休業の届出をすれば、市区町村によっては均等割が減免される場合もあります。また、税務署に対する毎年の申告も必要です。

さらに、休業中でも会社は存続しています。役員の任期満了の際にそのまま役員を続ける場合は重任登記が必要です。申請を怠ると過料を科される可能性があります。

これに対して、通常清算手続を選択した場合には、会社は消滅します。法人住民税の均等割は課税されません。役員の任期満了に伴う登記手続も不要です。

(2) 債務超過の場合、最終的な解決のためには破産も選択肢の1つ

会社が債務超過の場合は、通常清算手続はできません。そのため、破産手続か特別清算手続をとることが多いです。両手続とも裁判所に申し立てをして、裁判所の関与のもと手続を進めます。

破産手続では、裁判所が選任する破産管財人が手続を進めるのに対し、特別清算手続では会社が選任した清算人が手続を進めます。

しかし、特別清算手続は、債権者の同意が必要な手続となり、また手続がとれるのは株式会社に限定されています。そのため、債権者の協力が得られない場合にはとるべき手続ではありません。

そのため、債務超過の場合、最終的な解決のためには破産も選択肢の1つです。

(3) 代表取締役個人の債務にも注意

会社の債務について、代表取締役個人が連帯保証人となっていることがあります。連帯保証人になっている債務が残ってしまう場合、代表取締役も何らかの債務整理をする必要があることが多いです。

3 まとめ

会社を閉める場合には複数の選択肢がありますが、どの手続をとるかは状況に応じて選択していく必要があります。ただし、タイミングを逃すと望ましい手続をできなくなるおそれもあります。そのため、会社を閉めることを検討されている場合は、早めに専門家に相談することが有用です。(よつば総合法律事務所 弁護士 小林義和)

弁護士法人よつば総合法律事務所(弁護士21名,スタッフ21名)では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談 務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。)

弁護士法人よつば総合法律事務所

柏市柏1-5-10 水戸屋壺番館ビル4階

TEL 04 - 7168 - 2300 (電話受付時間平日9時から18時)

事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/>

代表社員弁護士 大澤一郎



弁護士法人よつば総合法律事務所
弁護士 小林義和